

# 平野台区規約

## 第1章 総 則

(名称及び事務所の所在地)

第1条 本区は平野台区と称し、事務所を大野城市平野台1丁目20番7号の平野台公民館に置く。

(目的)

第2条 本区は、区住民の相互扶助と融和協調のもと、生活の向上、並びに福祉の増進を図り、住みよい環境作りを目指し、もって区及び市の発展に寄与する事を目的とする。

(構成)

第3条 本区内に居住する住民（世帯）をもって構成し、組制を設ける。

(事業)

第4条 本区は目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 住民相互の親睦と福祉増進、環境、衛生の改善、並びに防犯、災害防止等に必要なこと。

(2) 公民館活動の目的達成。

(3) その他、目的達成の事業。

(公告及び広報)

第5条 本区の公告及び周知事項は、掲示板に掲示、又は回覧（放送等を含む）並びに区報等により行う。

## 第2章 役員等及び職員

(役員等及び職員)

第6条 本区に役員、組長、体育委員、福祉部、環境部、自主防災会、評議員監査員、職員及び特別委員を置く。その任務及び選出方法は、別表1とする。

2 評議員は、役員会で区住民の中から、原則として1丁目3名、2丁目3名、3丁目2名、4丁目4名、計12名を推薦する。

3 役員は通常総会に於いて、次期新役員が決定するまで、任務を執行するものとする。

4 役員及び職員の服務については、細則に定める。

5 第6条の2項に係わらず、市議会議員を、別途に評議員とすることができる。但し、議員を辞したるときは、評議員を退任する。

6 区長、副区長、会計を三役とする。

(役員等の補充)

第7条 役員及び評議員並びに監査員に任期中欠員が生じたときは、役員会及び評議員会で選考の上補充することができる。

- 2 補充した場合は、直ちにその旨を区住民に通知し、直近の総会に報告し承認を受ける。
- 3 但し、後任者は前任者の残任期間とする。

## 第3章 会議

(会議)

第8条 本区の会議の招集及び議長、副議長等については次の通りとする。

### 1 総会

- (1) 通常総会は区長が招集する。
- (2) 臨時総会は区長が必要と認めたとき及び区費納入世帯の3分の1以上の要求があったとき区長が召集する。
- (3) 総会の招集は当該期日の7日前までに会議の目的事項、日時、場所を記載した書面を各世帯に配布しなければならない。
- (4) 議長は1名、副議長は1名として、総会出席の区民の中から選出する。

### 2 総会の議事録

- (1) 議長より任命された書記は、開会より閉会までの議事を再録しなければならない。
- (2) 総会閉会後書記は議事録を整理し、議長、副議長は閲覧し確認、捺印の後、区長に提出する。

### 3 役員会

- (1) 定例に行うものとし、原則として月1回とする。
- (2) 議長は区長があたる。

### 4 組長会

- (1) 区長が特に必要と認めたとき召集する。
- (2) 組長互選により会長を設け議長は会長があたる。

### 5 評議員会及び特別委員会

- (1) 会長（委員長を含む）が必要と認めたとき召集する。
- (2) それぞれ互選により会長（委員長を含む）を設けて議長は会長（委員長を含む）があたる。

### 6 体育委員会、福祉部、（地域福祉推進委員会）及び環境部

- (1) 部長（委員長を含む）が必要と認めたとき召集する。
- (2) それぞれ互選により部長（委員長を含む）を設けて議長は部長（委員長を含む）があたる。

### 7 自主防災会

- (1) 会長が必要と認めたとき召集する。
- (会則)

第9条 本区の会則は別表2とする。

## 第4章 運営費

(運営費)

- 第10条 本区の事業に必要な経費は、区費（区外区費、特別区費を含む）、公民館使用料、及び市補助金、並びに寄付金等をもってこれにあてる。  
(区  
費)
- 第11条 区内の住民は、世帯毎に区費を納めるものとする。但し、区長が必要と認めたときは、減免することができる。
- 2 区費の額は、総会においてさだめる。
  - 3 区費は組長が徴収し、会計に納める。
  - 4 年度中途の転入区住民は転入の翌月から、転出区住民は転出の月まで区費を納めるものとする。
  - 5 区内に、土地を所有する区外のものは、別に定める区外区費を納めなければならない。
  - 6 その他区内に、事業所のみ等を有するものについては、役員会で協議して、特別区費を徴収することができる。

## 第5章 慶弔及び災害見舞い金等

- 第12条 区民世帯に出産があったときは、お祝い金を贈る。又区民が死亡したときは、弔慰金を贈る。その金額は細則第4条の1項に定める。
- 2 前項の規定に係わらず役員会が必要と認めたときは、相当の慶弔及び災害見舞いを行うことが出来る。その金額等は役員会で決める

## 第6章 会計及び監査

(事業年度)

- 第13条 本区の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。  
(予  
算)
- 第14条 本区の予算は、総会の承認を得なければならない。但し、補正予算は役員会で承認することができる。

(資金の管理)

- 第15条 運営費は金融機関への預金、その他、最も安全かつ有利な方法で運用しなければならない。

(決  
算)

- 第16条 区長は毎年翌月3月末現在で次の書類を作成し、監査を受けた後総会の承認を受けなければならない。

- 1、 事業報告書
- 2、 会計に関する書類

- 第17条 前条の書類は事務所に保管し一定期間保存しなければならない。

- 1、 事業報告書 (5年間)
- 2、 会計に関する書類 (5年間)

(監  
査)

- 第18条 監査員は、前条の書類により会計を監査し、意見をつけて区長に提出し監査の結果を総会に報告しなければならない。

## 第7章 付 則

(規約の変更)

第19条 本規約の変更は、総会の承認を得て、これを決する。

(委 任)

第20条 この規約の施行に必要な事項並びに細則は役員会で決定する。但し、  
経費に関するものは承認総会の承認を得るものとする。

(実 施)

第21条 この規約は平成7年4月1日より実施する。

- ※ 平成 8年4月一部改定
- ※ 平成10年4月一部改定
- ※ 平成12年4月一部改定
- ※ 平成16年4月一部改定
- ※ 平成18年4月一部改定
- ※ 平成20年4月一部改定
- ※ 平成21年4月一部改定
- ※ 平成25年4月一部改定
- ※ 平成27年4月一部改定
- ※ 令和 3年4月一部改正